宮代町公共交通需要調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１ 目　的

本要領は、宮代町の地域住民の日常の移動を支える手段としての公共交通のあり方検討の基礎資料とするため、地域住民の日々の移動実態やニーズと本町を取り巻く公共交通の現状について調査を行う業務の事業者選定にあたり、企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２ 業務概要

（１）業 務 名　 宮代町公共交通需要調査業務委託

（２）業務内容 　宮代町住民の日常の移動とニーズの調査及び分析

（３）仕 様 等 　別添仕様書のとおり。

※提案内容を踏まえて協議により変更する場合がある。

（４）業務期間　 契約締結日から令和８年３月２７日まで

（５）成 果 物　 仕様書に基づき、以下について報告書をまとめること

ア 町内循環バスの利用動向分析

イ 民間タクシーの利用動向分析

ウ 主要施設及び交通事業者インタビュー結果

エ 住民意識調査結果

オ 宮代町の交通課題に対応する事例等

３ 見積額（上限）　　５，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。また、提案書とともに提出する見積書（様式第　号）に記載する見積金額は、上記提案上限額を超えてはならない。

４ スケジュール（予定）

令和７年６月２日（月） 公募開始

令和７年６月１３日（金）　　 質疑受付締切

令和７年６月１８日（水） 質疑に対する回答予定

令和７年６月２７日（金）　　 企画提案書等の提出締切

令和７年７月１日（火） プレゼンテーション審査

令和７年７月８日（火） プレゼンテーション審査結果の通知

５ 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、「プロポーザル参加申込書（様式１）」提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととし、受注者決定までの間に要件を一つでも欠いた場合には、参加資格を取り消すものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（３）宮代町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（４）宮代町の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

６ 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

（１）提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領の定めに適合しないとき。

（２）提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

（３）提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。

（４）審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。

（５）審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。

７ 質疑・応答

（１）提出方法 電子メールによる（様式は任意）。電話での質問には応じない。

（２）提出期限 令和７年６月１３日（金）正午まで

（３）提出場所 宮代町企画財政課

（４）回答方法 令和７年６月１８日（水）午後５時までに町ホームページにて回答を公開。

８ 参加申込の手続き

（１）提出書類 以下の書類を作成し提出のこと。

ア プロポーザル参加申込書（様式１） １部

イ 見積書・内訳書　　　　（様式２） １部

ウ 企画提案書　　　　　　（様式任意） １部

「宮代町公共交通需要調査業務委託 提案要求事項」に掲げる構成、内容に基づき、本業務遂行においてより効果的と考えられるプランについて提案すること。

（２）提出方法 持参又は郵送（公募期間内必着）とする。

郵便事故等については、これを考慮しない。

（３）提出期日 令和７年６月２７日（金）正午まで

（４）提出先 〒345-8504　宮代町笠原１－４－１

宮代町企画財政課管財担当

９ 審査及び選定

（１）日時 令和７年７月１日（火）時間は別途通知

（２）会場 宮代町役場２階　２０２会議室

（３）選定方法 プレゼンテーション審査

全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は７月８日（火）までに文書により通知し、本町ホームページに公表する。

なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

（４）プレゼンテーションの時間等

①プレゼンテーションの時間は１提案事業者当たり 40 分以内（提案20分、質疑 20分を基本）とし、準備及び片付けは別に5分程度とする。

②説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。

③出席者は１提案事業者当たり3名以内とし、うち1名は受託した場合における主 担当者（委託業務責任者又は主たる運行管理者）であること。

④プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意するこ

と。（プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能）

１０ その他

（１）提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。

（２）提出された提案書等は返却しない。

（３）提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しない。

（４）審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。

（５）その他、この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と宮代町が協議して定めるものとする。

１１ 問い合わせ先

　宮代町企画財政課管財担当

　〒345-8504　宮代町笠原1-4-1

　電話 0480-34-1111／FAX　0480-34-7820

　Mail jyokan@town.miyashiro.saitama.jp